

個人の外貨建取引等に係る課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

居住者Aは、今が投資の好機と考えて米国ハワイ州のコンドミニアムを取得することを考えている。そのコンドミニアムからは毎年不動産所得が発生し、時期をみて売却を考えている。その場合の我が国での所得金額等の計算をどのようにしたらいいのか。

〔ポイント〕

個人の外貨建取引等に係る課税関係の問題である。平成18年度税制改正で個人の外貨建取引の円換算について規定が整備され、その取扱いも整備されてきている。次の項目に分けて検討する。

- 1 所得税法の規定の内容
- 2 通達による取扱い
- 3 米国での課税関係
- 4 二重課税の調整

〔検討〕

1 所得税法の規定の内容

(1) 原則

居住者が、外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引の金額の円換算額はその外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとされる（所法57の3①）。

外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付

け及び借入れその他の取引をいう。

また、外貨建取引の金額の円換算額とは、外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。

(2) 先物外国為替契約等がある場合

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「不動産所得等」という。）を生ずべき業務を行う居住者が、先物外国為替契約等により外貨建取引によって取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させた場合において、その先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところによりその者のその業務に係る帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載したときは、その資産又は負債については、その円換算額をもって、外貨建取引の円換算額として、その者の各年分の不動産所得等の金額を計算するものとされる（所法57の3②）。

先物外国為替契約等とは、外貨建取引によって取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。

(3) 年末時の換算

法人の場合、原則として、短期の外貨建債権債務について期末時に換算差損益を計上し、翌期中に洗替えすることと規定されているが、個人の場合は期末時（年末）の換算の規定はないことから期末時の換算は不要である。

2 通達による取扱い

以上の所得税法の規定を受けて、次のとおり、具体的な取扱いをしている。

(1) 外貨建取引の円換算

外貨建取引の換算の規定に基づく円換算（先物外国為替契約等がある場合は除かれる。）は、その取引日における電信売相場と電信買相場の仲値（TTM）によるものと規定されている（所基通57の3－2）。

ただし、不動産所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場（TTB）、仕入その他の経費（原価及び損失を含む。）又は負債については取引日の電信売相場（TTS）によることができるものとされている。

イ どの金融機関の為替相場を使うのか

TTS、TTB及びTTMについては、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとされているが、合理的なものを継続して使用している場合には、その取扱いが認められている（所基通57の3－2（注）1）。

ロ 継続適用による取扱い

不動産所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、その外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような為替相場を使うことが認められている（所基通57の3－2（注）2）。

(イ) 取引日の属する月もしくは週の前月もしくは前週の末日又は当月もしくはその週の初日のTTBもしくはTTS又はこれらの日におけるTTM

(ロ) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間におけるTTM、TTB又はTTSの平均値

ハ 為替相場等がない場合

円換算に係るその日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとされている（所基通57の3－2（注）3）。

(イ) その日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(ロ) その日に為替相場が2以上ある場合には、その日の最終の相場（その日が取引日であ

る場合には、取引発生時の相場）による。

ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときも認められる。

ニ 例外

本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合のその資産、又は外国通貨による借入金に係るその外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合のその借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることが認められている（所基通57の3－2（注）4）。

ホ 外貨建て円払い取引

いわゆる外貨建て円払いの取引は、その取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとされている。この場合、その見積額とその取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額はその債権債務の決済をした日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入することとされている（所基通57の3－2（注）5）。

(2) 国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建取引の換算

国外において不動産所得等を生ずべき業務を行う個人で、その業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、その業務に係る損益計算書又は収支内訳書の項目（前受金等の収益性負債の収益化額及び減価償却資産等の費用性資産の費用化額は除かれる。）のすべてをその年の年末における為替相場により換算することが認められている（所基通57の3－7）。

それらの円換算に当たっては、継続適用を条件として、収入金額及び必要経費の換算につき、その年においてその業務を行っていた期間内におけるTTM、TTB又はTTSの平均値を使用することが認められている。

(3) 譲渡所得の場合

個人が外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借り入れその他の取引を行った場合の円換算は、その取引を計上すべき日（取引日）におけるTTMによることとされている（所基通57の3－2）。したがって、譲渡所得の計算において、譲渡価額、取得価額及び譲渡費用については、当該取引日のTTMにより円換算することとなる。

なお、譲渡代金として受領した外国通貨をその受領をした都度直ちに売却して本邦通貨を受け入れている場合にはTTBにより円換算した金額を譲渡価額とし、また、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産の取得費用や譲渡費用の支払に充てている場合にはTTSにより円換算した金額を取得価額及び譲渡費用とすることができるとされている（国税庁のホームページの質疑応答）。

3 米国での課税関係

米国の非居住者が受領する不動産所得については、その収入の30%の税率で源泉徴収されるが、選択により、その所得を米国での事業と実質的に関連する所得として総合課税による純所得課税で確定申告することが認められている。通常、純所得課税を選択することが有利である。

また、米国に所在する不動産を売却した場合、売却時に譲渡価額の連邦税10%（ハワイ州税5%。他州も同様である。）の税率で源泉徴収され、確定申告によりその税額が精算されることになる。

確定申告は、課税年の翌年4月15日までにすることと規定されているが、米国の非居住者については6月15日まで延期されている。

4 二重課税の調整

不動産所得等の外国の所得について外国において所得税が課される場合には、外国税額控除による二重課税の調整かその所得税額を必要経費に算入することが認められている（所法46、95）。

それ以外の所得の場合は、外国税額控除による二重課税の調整が認められている（所法95）

5 まとめ

(1) 不動産所得等について

原則として、それぞれの取引についてTTMにより所得金額を計算することになるが、継続適用を条件として、収入及び資産についてはTTB、必要経費及び負債についてはTTSにより計上することが認められている。

また、国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建取引の換算の特例の取扱いにより、継続適用を条件として、その年の年末の為替相場によることもできることになる。その場合の為替相場は、継続適用を条件として、TTM、TTB又はTTSの年平均を使用することが認められている。

(2) 譲渡所得について

譲渡所得については、原則として、譲渡価額、取得費用及び譲渡経費等についてTTMにより計算することになるが、譲渡代金として受領した外国通貨をその受領をした都度直ちに売却して本邦通貨を受け入れている場合にはTTBにより円換算した金額を譲渡価額とし、また、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産の取得費用や譲渡費用の支払に充てている場合にはTTSにより円換算した金額を取得価額及び譲渡費用とすることが認められている。